

## 所得課税の抜本改革 (世帯構成と税負担のあり方)

制度調査部  
齋藤 純

### 政府税調の個人所得課税に係る論点整理③ [完]

#### 【要約】

政府税制調査会が、今後、所得税及び個人住民税の改正を行う上での論点をとりまとめた。給与所得控除の縮減や退職金課税の強化など、課税強化につながる改正項目が多くなっている。

そうした中、子育てを支援する観点から、扶養親族を有する世帯に関しては、税負担を軽減させる方向で検討が行なわれている。また、配偶者や扶養親族と税制のあり方に絡めて、夫婦又は世帯を1つの課税単位とすることが論点に挙がっている点は興味深い。

本稿では、政府税調の論点整理のうち、世帯構成と税負担のあり方に関する部分を解説する。

政府税制調査会は、2005年6月21日、「個人所得課税に関する論点整理」(以下、論点整理)を発表した。今後の個人所得課税(所得税及び個人住民税)の見直しを行っていく上で、改正すべき点を網羅している。

今回の論点整理は、論点整理の内容や過去の政府税調の資料などから、次のような基本方針に則ってまとめられていることが読み取れる。

個人所得課税の基幹税としての機能回復  
経済社会の構造変化  
国から地方への税源移譲の実現

具体的な論点として挙げられているのは、主に、次のようなものである。

- ・所得区分の見直し(10種類の所得区分から2減1増)
- ・給与所得控除の見直し(控除縮小の方向)
- ・退職所得課税の強化(就労の形態に中立的な仕組みへの移行など)
- ・子育て支援のための税制の検討(現在の所得控除から税額控除への移行など)
- ・税率構造の見直し(個人住民税の税率フラット化など)
- ・個人住民税の現年課税への移行

政府税調会長が会見でも述べているように、論点整理は、個人所得課税の構造的な問題にメスを入れ、個人所得課税をあるべき姿に近づけることを目的としている。その結果、子育て支援を目的とする改正や課税単位の見直しに言及している点を除いては、そのほとんどが課税強化につながる改正となっている。

もっとも、論点整理に掲げられた改正項目が、次の税制改正ですべて実施に移されるわけではない。政府税調会長は、論点整理の内容が実現するには、4～5年かかるのではないかとしており、また、すべての改正項目が実現するとも考えていないといった主旨の発言を行っている。

以下では、論点整理に盛り込まれている論点のうち、世帯構成と税負担のあり方について、現行制度の問題点及び想定されている改正案を整理する。なお、論点整理では具体的な見直し内容が明示されていない部分もあるため、政府税調資料及び政府税調会長会見録等で補っている。

## ■世帯構成と税負担のあり方

論点整理では、経済社会の構造変化に伴い、世帯構成や夫婦のあり方などが変化しつつあるという事実を受け、配偶者や扶養親族の税制上の取扱いについて見直しの必要性を指摘している。

図表 1 配偶者及び扶養親族に係る所得控除の概要

		対象者の要件	控除額	
			所得税	個人住民税
基礎控除		すべての納税者	38万円	33万円
配偶者控除	控除対象配偶者	納税者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の者	38万円	33万円
	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち、年齢が70歳以上の者	48万円	38万円
配偶者特別控除		控除対象配偶者以外の配偶者で、合計所得金額が76万円未満の者	最高38万円	最高33万円
扶養控除	扶養親族	納税者と生計を一にする親族等(配偶者を除く)で、合計所得金額が38万円以下の者	38万円	33万円
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者	63万円	45万円
	老人扶養親族	扶養親族のうち、年齢が70歳以上の者	48万円 <sup>2</sup>	38万円 <sup>2</sup>

- 1 配偶者控除及び扶養控除において控除対象者が特別障害者である場合には、所得税では35万円、個人住民税では23万円が加算される。
- 2 老人扶養親族のうち、納税者又は配偶者の直系尊属で、納税者又は配偶者と同居している場合には、所得税は10万円、個人住民税は7万円が加算される。

### (1) 配偶者と税制

現在の税制では、合計所得金額が一定額以下の配偶者がいる場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を認めている。つまり、一定所得以下の配偶者の存在を、配偶者を有する納税者の担税力(税負担能力)の減殺要因と考えているわけである。

こうした現行税制について、論点整理では、次のような問題点を指摘している。

- ・ 配偶者の存在が納税者の担税力(税負担能力)を減殺させているとの考え方は、夫婦のあり方や家事労働の経済的価値もあり、検討が必要。
- ・ 一定所得以下の配偶者がいる夫婦において二重控除(配偶者控除及び配偶者自身が受ける基礎控除)が生じている。
- ・ 女性が一定以上の所得を得ることによりパートナーの配偶者控除が消滅することから、税制が配偶者の就労の選択において中立的になっていない。

論点整理では、配偶者控除及び配偶者特別控除の具体的な見直し内容には言及していないが、縮小又は廃止の方向で検討されるものと思われる。ただし、配偶者控除及び配偶者特別控除の縮小又は廃止が行われる場合には、基礎控除の拡充などとともに実施する案も出ている。また、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しは、子育て支援に係る税制とも関連する論点であるため、扶養控除の見直しと合わせて改正が行われる可能性もある。

また、新たな考え方として、配偶者を有する場合の課税単位を夫婦単位とすること(2分2乗方式)

を提案している。この点については後述(次ページ(3))する。

## (2) 子育て支援と税制

現行税制で子育て支援に関連するものとしては、扶養控除及び特定扶養控除がある。論点整理では、基本的に、子育て支援に関する措置を拡充する方向性を打ち出している。もっとも、子育て支援(少子化対策)に関しては、他の政策手段によることも考えられるが、以下は、税制単独での子育て支援を前提としたものである。

まず、現行の所得控除方式による扶養控除等を税額控除方式に変更することが1つの案として挙げられている。現在のような所得控除方式の場合、適用税率の高い納税者、つまり高額所得者の方が税負担の軽減効果が高いこととなる。しかし、税額控除方式では、所得の大小にかかわらず一定額を算出税額から控除することとなるため、所得控除方式のような問題が解消される(ただし、税額が控除額を下回る場合には、負担軽減効果が制限されることとなる)。

税額控除方式への移行のほか、課税単位を世帯ごととする措置(N分N乗方式)も検討されているが、これについては後述する(次項(3))。

他方、論点整理では、現行の扶養控除に関する問題点も指摘している。現行の扶養控除は、所得金額が一定額以下の扶養親族を一律に控除対象としているが、論点整理ではこの点を問題視しており、次のような見直しを提案している。

- ・ 扶養控除の対象者に係る年齢制限の導入
- ・ 特定扶養控除の廃止を含めた見直し

## (3) 課税単位の問題

「配偶者と税制」及び「子育て支援と税制」において共通して取り上げられているのが、課税単位の見直しである。つまり、配偶者を有する場合には夫婦を1つの課税単位とし、扶養親族を有する場合には世帯を1つの課税単位とする考え方である。

これは簡単に言えば、夫婦全体又は世帯全体の合計所得を、夫婦又は世帯の構成人数等で割り、平準化した上で納税額を算出しようというものである。課税所得が平準化されることにより、適用される税率が低下するとともに、基礎控除などを夫婦又は世帯の構成人数等の分だけ受けられることができるといった効果がある。一定所得以下の配偶者や扶養親族を有する夫婦又は世帯では、世帯全体での税負担の軽減につながる事となる。

夫婦を1つの課税単位とする2分2乗方式は米国やドイツで採用されており<sup>1</sup>、扶養親族を含めた世帯を1つの課税単位とするN分N乗方式はフランスで採用されている。次ページの図表2は、政府税調の資料で紹介されている、フランスのN分N乗方式のイメージ図である。フランスのN分N乗方式では、世帯の合計所得を割る除数(N)が世帯の構成人数とは一致しない仕組み<sup>2</sup>となっている。

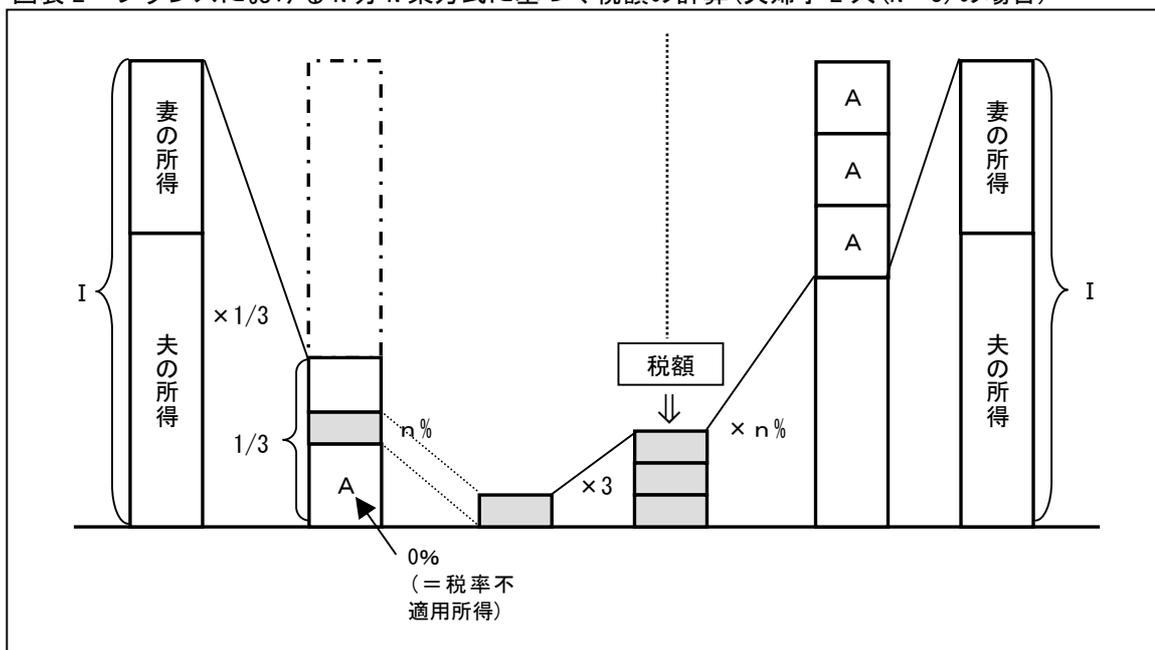
<sup>1</sup> 米国及びドイツでは、個人単位と夫婦単位との選択制。

<sup>2</sup> フランスのN分N乗方式における除数(N)は次のようになっている。

- |           |     |
|-----------|-----|
| ・ 独身者     | 1   |
| ・ 夫婦      | 2   |
| ・ 夫婦及び子1人 | 2.5 |
| ・ 夫婦及び子2人 | 3   |

以下、扶養親族が1人増加するごとに1を加える。

図表 2 フランスにおける N 分 N 乗方式に基づく税額の計算 (夫婦子 2 人 (N=3) の場合)



(注 1) 子供の所得はなしと仮定。  
(注 2) 所得控除及び税額控除は、比較便宜のため割愛。  
(出所) 政府税制調査会資料